

西郷村立中学校再編基本構想・基本計画策定支援業務に関する質問への回答

令和 8 年 7 月 24 日

書類名称(項)	質問内容	回答
【参考資料】 望ましい教育 環境のあり方 に関する方針 P.64 (2) 今後のス ケジュール	左記資料内に令和 11 年より基本設計・実施設計が予定されておりますが、今回の業務において特定されました担当事務所がその後も基本設計・実施設計を担うのでしょうか。 または基本設計・実施設計業務において改めて担当者を決めるための新規プロポーザル等を実施されるのでしょうか。 及び新規プロポーザル等を実施する場合、基本構想・基本計画を担当した事務所の参加は可能でしょうか。	基本設計・実施設計の発注方式(プロポーザル・コンペ等)については、現時点では未定です。現時点で本業務(基本構想・基本計画策定支援業務)の受託者が、後段の基本設計・実施設計業務の選定手続きに参加することを妨げるものではありません。なお、後段業務の受託者を本業務の受託者に自動的に決定するものではなく、後段業務は別途選定手続きを行う予定です。
	今後、基本設計業務が発注された場合、本プロポーザルに選定された事業者も参加する資格があると考えて宜しいでしょうか。	
その他	基本構想・基本計画策定支援業務の次段階では、プロポーザルやコンペ方式の実施を検討されているものと存じますが、当該業務の担当事務所は、基本設計および実施設計の担当者となることはできない、という理解でよろしいでしょうか。	
実施要綱 1 頁・3 参加資 格要件①	同種業務・類似業務の規定について新築又は再編に係る業務と記載されておりますが、事業名が改築事業であっても建築基準法上の新築業務について記載しても宜しいでしょうか。ご教示ください。	差し支えありません。事業名の名称にかかわらず、建築基準法上の「新築」に該当する業務であれば、同種業務・類似業務として扱います。業務概要欄にもその旨を記載してください。
実施要領(1)	3 参加資格要件の(1)参加資格、キ①同種業務及び②類似業務における業務実績について、業務実績として「福島県建築設計協同組合」における担当事務所実績を含めて宜しいでしょうか。	本プロポーザルの参加資格は、西郷村の令和 7・8 年度入札参加資格者一覧に登録された事業者を対象としており、単体の事業者による参加を前提としています(3(1)イ、3(2)ア)。 業務実績は「元請として受注したものを対象としているため、福島県建築設計協同組合が元請として受注した業務における担当事務所としての実績は、業務実績(同種
実施要領(4)	7 参加表明にかかる必要書類の(4)参加表明書類の記載に関する留意事項 c 様式第 3 号 業務実績の「②業務実績は元請けとして受注したものを対象とする」について、上記質問と同様に福島県建築設計協同組合の担当事務所としての実績を含めて宜しいでしょうか。	

		業務・類似業務および様式第3号の実績)に含めることはできません。参加する事業者が単体で元請として受注・完了した業務実績を記載してください。
実施要領(4)	c様式第3号 業務実績について、契約書名称が「基本構想・基本計画策定業務」ではないが、同等の業務内容となる統合校支援業務などの委託業務の場合は、成果品報告書の写しを提出することで実績証明として宜しいでしょうか。	差し支えありません。契約書の名称が異なっても、業務内容が同種・類似業務に該当することが確認できれば実績として認めます。実績証明については、業務内容が確認できる書類をご提出ください。
実施要項(2)	3 参加資格要件の(1)キ②類似業務新築又は再編に係る、公立小中学校に、支援学校は含むものとして扱って宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
実施要項(1)	3 参加資格要件(1)キ平成28年4月以降において、同種業務又は類似業務を合計2件以上完了した実績とありますが、既に業務は完了しており、契約工期が8月末となっている案件について、業務実績として計上しても問題ないでしょうか。	実績として計上いただけます。ただし、参加資格要件は「平成28年4月以降において同種・類似業務を完了した実績」を求めているため、業務が実際に完了していること(成果品の納品等が済んでいること)が確認できる書類をご提出ください。
実施要領 P-2	3 参加資格要件 (2)技術者等の配置に「ア 参加者と直接的雇用関係を有する管理技術者」と記載されていますが、信憑書類は、「健康保険被保険者標準報酬決定通知書(算定)でよろしいでしょうか。	直接的雇用関係が確認できる書類であれば差し支えありません。健康保険被保険者標準報酬決定通知書のほか、健康保険被保険者証の写し等でも可とします。
実施要領 P-3	7 参加表明にかかる必要書類必要書類 様式第1号 参加表明書の代表者名は、令和7・8年度西郷村入札参加資格者に登録されている場合は受任者名で申し込んでよろしいでしょうか。	差し支えありません。受任者名で申込みいただけます。
実施要領 P-4	7 参加表明にかかる必要書類必要書類 C 様式第3号 業務実績について、③に「実績証明書等(契約書の写し等)を添付」と記載されていますが、テクリス登録内容確認書に変えて提出してよろしいでしょうか。	差し支えありません。テクリス登録内容確認書により業務実績が確認できる場合は、契約書の写しに代えて提出いただけます。
実施要領 P-3	7 参加表明にかかる必要書類必要書類 e 様式第5号 配置予定技術者調書に「配置予	差し支えありません。テクリス登録内容確認書により当

	定技術者が従事したことが確認できる資料等の写しを提出」と記載されていますが、テクリス登録内容確認書に変えて提出してよろしいでしょうか。	該技術者の従事が確認できる場合は、これに代えて提出いただけます。
実施要領 P-3	7 参加表明にかかる必要書類 （3）提出書類について、提出部数等の【原本 1 部 ・ A4 版ファイル（カラー不問）に綴り、提出すること】とありますが、ファイルに企業名は記載しますでしょうか。	参加表明書類（様式第 1 号～第 5 号）は参加資格審査に用いるものであり、企業名の記載を制限するものではありません。ファイルの背表紙等への企業名の記載は任意です。なお、企画提案書背表紙等への企業名の記載はお控えください。
実施要領 P-4	7 参加表明にかかる必要書類 【d 様式第 4 号 業務実施体制】に記載した全ての技術者を【e 様式第 5 号 配置予定技術者調書】に記載するのでしょうか。最大で 4 名（管理技術者 1 名、担当技術者 3 名）。	お見込みのとおりです。担当技術者を複数名置く場合は、【様式第 5 号 配置予定技術者調書】をコピーしてお使いください。担当技術者を 4 名以上置くことも可能ですが、資格審査に反映するのは 3 名までとします。
実施要領 P-5	9 企画提案 （3）提出書類の【様式第 7 号 企画提案書（表紙）】は、写し 10 部を提出する際は、企業名や連絡先は黒塗りするのでしょうか。	【様式第 7 号 企画提案書（表紙）】は、原本 1 部のみご提出ください。写し 10 部用の表紙は、事務局で作成します。